

2-1.【詳細版】福祉領域／児童関係:テキストp69～76

・作成日:2018.5.24

・作成者:谷口秀樹

この項目は、児童福祉法が中心ですが、児童虐待防止法や児童の権利に関する条約なども絡んできますので、本文に従って、内容を補足しながらまとめていきます。

* 原文: [e-Gov 児童福祉法](#)

* 原文: [e-Gov 児童虐待防止法](#)

* 原文: [外務省 児童の権利に関する条約](#)

* 原文: [児童相談所の現状\(H27年度/H29.2.1発行\)](#)

1. 基盤となる法律の概要

①. 児童福祉法:

1947年(S22年)に制定された法律で、児童福祉を保証するために、あらゆる児童が持つべき権利や支援が定められていて、最近では、H28年に、理念の明確化と、児童虐待への早期対応と被虐待児童への自立支援などを目的に改正が行われた。

* 対象となる児童を満18歳未満と定義している。

* 2.児童相談所と社会的養護のための制度や児童福祉施設もこの法律に規定されている。

* H28年の改正では、法の理念が児童の権利に関する条約に則ることも明記。

②. 児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律):

児童福祉法でも、通告義務(第二十五条)、立ち入り調査(第二十九条)、一時保護(第三十三条)、被虐待児の施設入所(第二十八条)などの虐待防止制度の記載があったが、機能していなかったため、次の「子どもの権利条約」批准も後押しとなって、2000年(H12年)に、超党派議員立法で成立した法律で、3.児童虐待の定義と対応について詳細に規定されている。

* 2011年(H23年)の民法改正で、適用の難しい親権喪失制度(永続的喪失)に加えて親権の一時停止(2年を超えない期間)が新設され、申し立て者の範囲も拡大され、親による虐待防止が容易になった。

③. 児童の権利に関する条約:

1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせて、1989年(H1年)に国連で採択され、1994年(H6年)に日本が批准した条約で、主な内容は以下のとおり。

・差別の禁止(第2条)

・児童の利益の優先(第3条)

・父母との関係の尊重(第5条、第7条、第9条)

* 父母による虐待防止のための例外(第9条)

・児童の生命、生存、発達の権利(第6条)

・児童の意見を表す権利(第12条)

2. 児童相談所と社会的養護

①. 児童相談所:

1. 設置場所:児童福祉法第12条に基づき、都道府県への設置が義務付けられていて、政令によって、政令指定都市や中核市、特別区(地域保健法:第三章 保健所 参照)にも設置できることとなっている。(H29年現在、210か所)

2. 職員:児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、医師、保健師、弁護士など。

○児童福祉司…児童福祉法第13条に設置を定められた、ケースを行なう職員。

○児童心理司…従来は心理判定員と呼ばれたもので、児童福祉法には呼称の規定はない。

○弁護士…H28の改正で、配置もしくはそれに準じる措置が義務化。

3. 機能:

・市町村援助機能…重症度の高いケースは児童相談所が中心となって支援を行うが、児童及び妊産婦の幅広い支援は市区町村が行うので、その支援を行う。

・相談機能:()内は、H27年度の総件数(約439K件)に対する比率。

○養護相談(36.9%)…児童虐待の相談と、保護者の失踪などによって養育困難となった児童の相談。

○障害相談(42.2%)…障害児、発達障害、重度の心身障害などの相談。

○非行相談(3.6%)…虞犯少年、触法少年(司法・犯罪の少年法参照)に関する相談。

○保健相談(0.5%)…未熟児、虚弱児、小児喘息などの相談。

○育成相談(11.4%)…性格行動、しつけ、適性、不登校等に関する相談。

・一時保護機能…児童虐待の通告を受けたり、要保護児童の市町村からの送致を受けた場合に、児童の安全確保と調査を目的に、児童を一時的に保護する機能。(3-③-2)

* H29現在 136か所(約65%)の児童相談所に、一時保護所が設置されている。

・措置機能…主に虐待対策として、児童福祉司の指導や、施設入所措置、里親委託措置を行う。

②. 社会的養護:

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。(厚労省 HP)

1. 里親制度(第6条の4):家庭による養育を里親に委託する制度で、以下の種類があり、種類に応じた里親手当が支給される。

○養育里親…実親の元へ復帰、または18歳まで養育。

○専門里親…専門的研修を受けた経験者が被児童虐待児、知的障害児、非行少年を養育。

○養子縁組を前提とした里親

○親族里親…3親等以内の親族の里親。

2. 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム):第6条の3の8):

一定の里親経験や児童養護施設での養育経験のある者が、家庭で5~6名の子供を預かり養育する制度

3. **施設養護**:児童福祉法に基づき、主に以下のような**児童福祉施設**で養護を行う。

○**助産施設**(第36条)…経済的理由で入院助産を受けられない妊産婦の助産。

*法律上は、児童福祉施設として明記されている。

○**乳児院**(第37条)…乳児が対象。必要性がある場合は幼児を含む。

○**児童養護施設**(第41条)…保護者がいないか、**虐待**を受けた児童を対象とする。

*必要性のある場合を省き、原則として乳児は対象としない。

*退所後の自立援助も行う。

○**児童心理治療施設**(第43条)…家庭環境、学校における交友関係等の理由により、**社会生活への適応が困難**となった児童を、短期間(期間未設定)入所または通所によって、心理治療や生活指導を行う施設。

*H29年に、**情緒障害児短期治療施設**から名称が改められた。

○**児童自立支援施設**(第44条)…**犯罪行為**を起こしたり、起こす恐れのある児童や、家庭環境の問題などで生活指導を要する児童を、入所または通所によって指導し、自立を支援する施設。

*S63年(1988年)に、**教護院**から名称が改められた。

○**母子生活支援施設**(第38条)…母子家庭の母子の入所保護と自立支援を目的とする。

*H10年(1998年)に、**母子寮**から名称が改められた。

○**自立援助ホーリー**(第6条の3、第33条の6)…義務教育終了後、児童養護施設を退所した児童を対象とした自立を支援するための施設で、現在は、ほとんどが被虐待児童の入所。

3. 虐待への対応

①. 虐待の定義(第1条、第2条):

虐待を以下の4種類に定義し、虐待は、児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすとしている。

*()内は、H27年度(約103.3k件)における件数と比率。

1. **身体的虐待**(28.6K件/28%)…身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある行為。

*意図的に児童を病気にさせる行為(**代理ミソハヤゼン症候群**)も対象とする。

2. **性的虐待**(1.5K件/1.5%)…児童にわいせつな行為をすること／させること。

3. **初レバ**(24.4K件/24%)…著しい減食、長時間の放置、同居人による虐待行為の放置など。

4. **心理的虐待**(48.7K件/47%)…暴言、拒絶的な対応、差別的対応など、著しい心理的外傷を与える行為。

***家族内の他者**(子供の両親や兄弟など)への行為も対象となる。

②. 虐待の通告(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条):

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに**児童相談所**または**市町村**に通告しなければならない。

*児童虐待防止法の制定当初(H12)の通告先は児童相談所のみであったが、**急激な件数の増加**に児童相談所だけでは対応できなくなり、H16の児童福祉法と児童虐待防

止法の改正で、市町村が通告先に加えられ、二層構造となった。両社は連携を取ることとなっているが、その定義は不明確。

- *特に、[学校・児童福祉施設・病院](#)の関係者など、児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。
(児童虐待防止法 第5条)
- *主として虐待通報のため、[児童相談所全国共通ダウル\(189-いちはやく\)](#)が設かれている。

③.虐待の通告後の流れ:次へ→ジ図参照

1.情報収集と安全確認:通告を受けた[児童相談所](#)や市町村は、原則48時間以内に対象児童の安全確認を行う。

- *[児童相談所](#)は、児童の安全確認できない場合は、家庭内に立入調査できる。
- *[児童相談所](#)は、家庭が立入調査を阻止した場合には、裁判所(地裁、家裁または簡易裁判所)の許可を受けて、[臨検・捜索](#)することができる。
- *立入調査、[臨検・捜索](#)には、[警察官の援助](#)を受けることができる。

2.方針決定:情報収集を元に、処遇を決定する。

- *処遇の決定は、基本的に児童相談所の権限。ただし、市町村に通告があったケースで、問題が認められなかつたり、軽微の場合は、市町村が主体となっての判断する場合もあり、その場合、児童相談所の把握する虐待件数に含まれるかどうかは不明。
- *事態が深刻な場合、児童相談所が、家庭から一時的に離して保護([一時保護](#))し、その間に情報を収集して、その後の処遇方針を決定する。
- *H27年度の一時保護件数は 約17.8K件(対応件数の17.2%)
- *一時保護が2ヶ月を超える場合は、家庭裁判所の承認が必要。

3.継続的支援:[在宅支援](#)と[代替養育](#)に大別される。

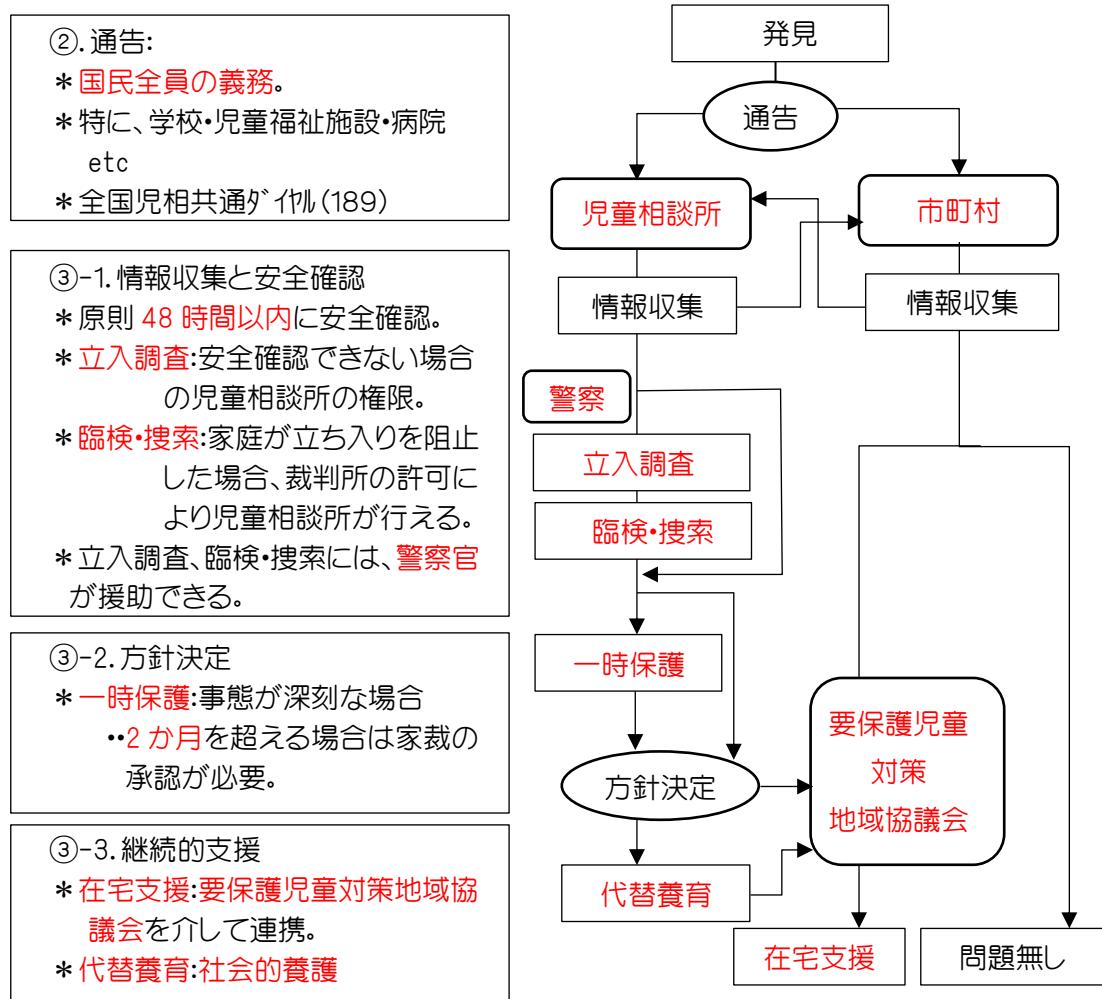
・[在宅支援](#)…市町村が設置する[要保護児童対策地域協議会](#)で情報共有し、関係機関が連携して支援する。

- *児童相談所が把握する虐待相談のうち、在宅支援と思われる「面接指導」が89.5%を占め、児童福祉司指導等のその他の処置が6.1%で、下記の代替養育は4.4%。ただし、面接指導やその他の指導の中に、市町村受理等で問題無しとされた件数がどの程度含まれるかは不明。

・[代替養育](#)…②の社会的養護により養育する。

*H27年度の内訳は以下の通り。()は入所総数4100件に対する比率)

・児童養護施設	…2536件(61.9%)
・乳児院	…753件(18.4%)
・児童心理治療施設	…184件(4.5%)
・児童自立支援施設	…160件(3.9%)
・その他施設入所	…467件(11.4%)
・施設通所	…6件
・里親等委託	…464件



④. 虐待の予防:

1. 主なリスク要因:

- ・**保護者側**の要因: 望まぬ出産、母子分離による愛着形成不足。
保護者の障害や依存症、被虐待体験、未熟さ。
- ・**子ども側**の要因: 乳児期、未熟児。障害や育てにくさ。
- ・**養育環境**の要因: 複雑な家庭環境(未婚、内縁等)。地域からの孤立。経済的困窮。

2. 支援とその必要性:

- ・上記リスク要因に対する、子育て支援、周産期の母子保護活動などによる予防が必要。
- ・虐待は 20% (中嶋、2000 年) ~ 30% (Kaufman&Zigler、1987 年) の確率で 世代間伝播 はすると言われ、その意味でも、未然防止が重要となる。

以上